

令和4年12月三芳町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年12月20日(火) 午後3時00分～午後4時00分

2. 開催場所 三芳町役場 501 会議室

3. 出席委員 13人

会長	鈴木 浩
会長職務代理	島田 正
委員	松本 薫
	抜井 俊
	武田 直章
	瀬島 吉明
	塩野 智恵
	山田 剛
	古寺 貞雄
	早川 忠男
	長谷川 清行
	松本 英雄
	鈴木 浩之

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案第84号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件(農地中間管理機構分)

議案第85号 農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件

報告第74号 2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件(報告)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦 康晴 事務局次長 小林 豊明
主 幹 江田 直也 主 事 清水 大輝 主事補 館内 敢

6. 会議の概要

会長	<p>それでは、三芳町農業委員会総会会議規則第6条により、出席委員が過半数に達しておりますので、ただいまより総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事における、議事録署名委員の指名については、議事録署名委員に抜井俊委員、武田直章委員を選任します。</p> <p>本日の議事における、会議書記には農業委員会事務局の館内主事補を指名いたします。それでは、本日の提出議案案件について、事務局より概要説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>議案第84号、1、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の件（農地中間管理機構分）、別紙のとおり</p> <p>議案第85号、1、農地法第3条の規定による農地所有権移転申請に対する審査の件、別紙のとおり</p> <p>報告第74号、1、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件（報告）、別紙のとおり</p> <p>令和4年12月20日提出 三芳町農業委員会 会長 鈴木 浩 以上でございます。</p>
会長	<p>議案第84号番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、事務局より説明いたします。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>議案第84号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、農用地利用集積計画、いわゆる利用権設定の農地中間管理機構転貸方式での申請となっております。</p>

番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の4筆となります。
所在につきましては、2ページから3ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は上から386㎡、126㎡、606㎡、204㎡で、計1,322㎡であり、権利が使用貸借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間となります。
以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

13番委員 先日〇〇〇〇と一緒に現地を確認してきました。畑の現状ですが大変綺麗に耕耘、管理されており畑として使うのに何ら問題ないと思われま。慎重審議のほどよろしくお願いいいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声のでましたので、決定とします。
議案第84号番号2から番号3については借人が同一のため、事務局より一括で説明をお願いします。

事務局 4ページをご覧ください。
番号2につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、5ページと6ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,813㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間となります。

事務局

4ページをご覧ください。
番号3につきましては、
所在が〇〇〇〇の1筆となります。
所在につきましては、7ページと8ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑であり、農振農用地となります。
面積は1,273㎡であり、権利が賃借権の設定です。
貸人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
借人が〇〇〇〇、〇〇〇〇
権利の始期と終期ですが、
令和5年3月1日から令和15年2月28日までの10年間となります。
以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員

先日〇〇〇〇と現地を視察してきました。2番、3番両方の現地とも綺麗にうなっており、麦が殖わっていました。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長

何か意見ございませんか。
異議なしの声のでましたので、決定とします。
議案第85号番号1について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局より説明いたします。
9ページをご覧ください。
議案第85号は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号1につきましては、
権利が所有権の移転となっております。
所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇の計3筆となっております。
所在につきましては、10ページから11ページの案内図、公図の写しをご覧ください。
登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、農振農用地となっております。
面積が上から1,500㎡、13㎡、479㎡の計1,992㎡となっております。
譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。
譲渡人の経営面積は1,992㎡、
譲受人の経営面積は44,696㎡
となります。

申請事由は有償による所有権移転となっております。
続いて許可要件について説明いたします。
まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、
という全部効率利用要件について、
〇〇〇〇さんは、トラクター4台、耕耘機5台、噴霧機3台などを所有しており、農業
を営む環境にあると申請書より判断しております。
労働力は、申請者を含め3名と記載されております。
主たる経営作物は、さつまいもとなっております。
また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によ
りますと3名満たしております。
また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、
取得後の面積が46,688㎡であり、要件を満たしております。
事務局からは以上です。

会長 地元委員より補足説明をお願いします。

3番委員 先日〇〇〇〇と一緒に〇〇〇〇さんのご自宅を伺いして、お話を聞いて畑の方も
見てきました。畑は綺麗に管理されていました。〇〇〇〇さんによると〇〇〇〇さん
の方から土地取得に関する打診があったそうで、当初はお断りしたそうですが〇〇
〇〇さんの強い意向もあり土地取得を決めたそうです。〇〇〇〇さんは現在
44,000㎡を超える広大な農地をお持ちですが、さつまいもの販売、特に加工製品
の販売が好調であり、畑が増加しても十分に活用できるとのことでございます。また
後継者もいらっしゃいますので、問題ない案件だと思いますがご審議のほどよろし
くお願いいたします。

会長 何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。
議案第85号番号2について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より説明いたします。
9ページをご覧ください。
議案第85号番号2は、農地法第3条の規定による許可申請の件となります。
番号2につきましては、
権利が所有権の移転となっております。

所在が〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇、〇〇〇〇の8筆となっております。

所在につきましては、12 ページから 19 ページの案内図、公図の写しをご覧ください。登記簿地目、現況地目ともに畑となっており、〇〇〇〇以外は農振農用地となっており、〇〇〇〇は農振地域となっております。

面積が上から 2,369 m²、1,230 m²、2,074 m²、2,294m²、174 m²、1,032 m²、565 m²、928 m²の計 10,666 m²となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

譲受人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇

となっております。

譲渡人の経営面積は 12,399 m²、

譲受人の経営面積は 12,399 m²

となります。

申請事由は無償による所有権移転となっております。

事務局

続いて許可要件について説明いたします。

まず、農地をすべて効率的に利用しなければならない、

という全部効率利用要件について、

〇〇〇〇さんは、トラクター2台、耕耘機1台、噴霧機2台などを所有しており、農業を営む環境にあると申請書より判断しております。

労働力は、申請者を含め3名と記載されております。

主たる経営作物は、稲、小麦、菜の花、エンバクとなっております。

また、農作業の従事要件、年間150日以上に従事要件についてですが、申請書によりますと2名満たしております。

また、下限面積要件、取得後の経営面積が50アール以上になることが要件ですが、取得後の面積が12,399 m²であり、要件を満たしております。

事務局からは以上です。

会長

地元委員より補足説明をお願いします。

9番委員

先日私と〇〇〇〇で〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの両方にお話を伺いに行きました。〇〇〇〇の畑については麦が植わっていましたが、南側の畑については、自分で食べる分の野菜が植わっていましたが、〇〇〇〇さんは現在80歳くらいで、息子の〇〇〇〇さんにすべての農地の所有権を渡したいということでこの申請が出されたということです。

父親から息子さんということで問題ないと思いますが慎重審議のほどよろしく願
いいたします。

会長 何か意見ございませんか。

5番委員 経営面積について〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの経営面積が同じなのは同じ農地
を一緒にやっているからですか。下限面積要件があると思うのですが、親から子に
権利移転される場合、50a 以上の同じ土地を耕しているのであれば、下限面積要
件は満たされるということですか。

事務局 下限面積要件につきましては、経営体として見えています。三芳町の場合は家族経営
による農業者の方が多数います。一つの家族の中の家族内労働で行われているの
を一経営体として見えています。今回の〇〇〇〇さんにつきましては、親子で一つの
経営体で行っているということで経営面積が同数で記載されているということです。

会長 他に何か意見ございませんか。
異議なしの声がありましたので、許可とします。
これよりは報告案件となるため、事務局より説明をお願いします。

事務局 20ページをご覧ください。
報告第74号番号1は、2アール未満の農業用施設設置に係る届出書受理の件とな
っております。
これは、耕作を行う者が、その事業のため、農機具置場・倉庫などの農業用施設を
設置するにあたり、施設に必要な敷地面積が2アール未満である場合は、届出を行
うことで設置することができます。
また今回の報告案件は、議案第85号番号1の許可申請の件で現地確認をした結
果当該地に農業用施設があったため所有者さんに指導をして提出頂いた次第であ
ります。
番号1につきましては、
所在が〇〇〇〇の計1筆で、
面積は617㎡のうち84.08㎡となっております。
所在等につきましては、21ページから24ページまでの案内図、公図の写し、配置図、
立面図、平面図をご覧ください。

届出人は、〇〇〇〇、〇〇〇〇
申請事由は、農業用倉庫として受理済みです。

会長

以上で、本日の提出議案はすべて終了しました。
最後に、事務局に申し伝えます。本日すべての議事が議決となりました。議案の議決文を作成し、本日の議案書とともに保管してください。

上記会議の顛末に相違がないことを証明するため、署名する。

令和 5年 1月 25日

議長 鈴木 浩

署名委員 抜井 俊

署名委員 武田 直章